

訓子府町地域防災計画

別冊資料編

1. 訓子府町防災会議条例
2. 訓子府町災害対策本部条例
3. 引用法令条文等
4. 洪水・土砂災害危険区域図
5. 避難所及び避難施設一覧
6. 災害応援協定書

訓 子 府 町

改正 昭和55年6月11日条例第15号
平成7年12月22日条例第16号
平成12年3月21日条例第10号
平成25年3月16日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、訓子府町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 訓子府町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて、訓子府町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前各号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事の部内職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 北見地区消防組合訓子府消防団長
 - (7) 北見地区消防組合消防署訓子府支署長
 - (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、20人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則 (昭和55年6月11日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年12月22日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月16日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、訓子府町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（平成25年3月16日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

町地域防災計画 引用法令条文等（抜粋）

災害対策基本法（抄）

（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）

最終改正：平成二六年一月二一日法律第一一四号

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

六 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

九 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政

機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

第二章 防災に関する組織

（市町村防災会議）

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に依りて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（市町村災害対策本部）

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定

公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

- 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
- 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 五 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 六 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 七 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 八 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第三章 防災計画

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

第五章 災害応急対策

（発見者の通報義務等）

第五十四条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

3 第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

4 第一項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

（市町村長の出動命令等）

第五十八条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

（市町村長の事前措置等）

第五十九条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

（市町村の応急措置）

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の

規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

（市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

（応急公用負担等）

第六十四条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができない

ときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。

7 前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。

8 第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項又は第二項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用する第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第八条 に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。

10 前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

第六十五条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（都道府県の応急措置）

第七十条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

2 都道府県の委員会又は委員は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施しなければならない。

3 第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。この場合において、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。

(災害時における交通の規制等)

第七十六条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第四項及び第七十六条の三第一項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

第七十六条の三 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

3 前二項の規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

5 第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従つて行う措置及び第二項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により行う措置については、第七十六条第一項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第三項若しくは第四項において準用する第一項の規定による命令をし、又は第三項若しくは第四項において準用する第二項の規定による措置をとつたときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとつた場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(災害時における車両の移動等)

第七十六条の六 道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

二 道路管理者が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合

三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

4 道路管理者は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

5 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、会社管理高速道路の道路管理者に代わつて、第一項から前項までの規定による権限を行うものとする。

6 機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

7 機構は、第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならない。

8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わつて、第一項から第四項までの規定による権限を行うものとする。

9 第五項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路整備特別措置法第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わつて行う権限についても、同様とする。

第七十六条の七 国土交通大臣は道路法第十三条第一項に規定する指定区間外の国道（同法第三条第二号に掲げる一般国道をいう。）、都道府県道（同法第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。）及び市町村道（同法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。以下この条において同じ。）に関し、都道府県知事は地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の

通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

（指定行政機関の長等の応急措置）

第七十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。

（指定公共機関等の応急措置）

第八十条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

（損失補償等）

第八十二条 国又は地方公共団体は、第六十四条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）、同条第七項において同条第一項の場合について準用する第六十三条第二項、第七十一条、第七十六条の三第二項後段（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十六条の六第三項後段若しくは第四項又は第七十八条第一項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 機構又は地方道路公社は、第七十六条の六第五項又は第八項の規定により同条第三項後段又は第四項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

災害対策基本法施行令（抄）

（昭和三十七年七月九日政令第二百八十八号）

最終改正：平成二六年十一月二日政令第三六六号

第六章 災害応急対策

（応急公用負担の手続）

第二十四条 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは自衛隊法第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官は、法第六十四条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は同条第七項において準用する法第六十三条第二項の規定により他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下この条において「土地建物等」という。）の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項（以下この条において「名称又は種類等」という。）を通知しなければならない。この場合において、当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を、当該市町村の事務所又は当該土地建物等の所在した場所を管轄する警察署若しくは管区海上保安本部の事務所で内閣府令で定めるもの若しくは当該土地建物等の所在した場所の直近にある自衛隊法第八条に規定する部隊等の長（内閣府令で定める者に限る。）の勤務官署に掲示しなければならない。

災害救助法（抄）

（昭和二十二年十月十八日法律第百十八号）

最終改正：平成二六年五月三〇日法律第四二号

第二章 救助

（都道府県知事の努力義務）

第三条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

（救助の種類等）

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬

十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

第三十条 都道府県知事は、救助を行った者について、災害対策基本法第九十条の三第四項の規定により情報の提供の求めがあったときは、当該提供の求めに係る者についての同条第二項第一号 から第四号までに掲げる情報であって自らが保有するものを提供するものとする。

災害救助法施行細則（抄）

昭和47年5月15日 規則第19号

（実費弁償の程度）

第10条 法第24条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第2のとおりとする。

一部改正〔昭和51年規則15号・平成19年43号〕

（市町村長が行う事務の通知）

第14条 法第30条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の令第23条第1項の規定に基づく通知は、第13号様式のとおりとする。

水防法（抄）

（昭和二十四年六月四日法律第百九十三号）

最終改正：平成二六年一月一九日法律第一〇九号

第三章 水防活動

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項 に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第三号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。）の伝

達方法

- 二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - 三 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第三号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第三号イに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者及び次条第七項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第三号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第三号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（水防信号）

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（警戒区域）

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（居住者等の水防義務）

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（立退きの指示）

第二十九条 洪水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項及び第三項の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抄）

（平成十二年五月八日法律第五十七号）

最終改正：平成二六年十一月十九日法律第一〇九号

（土砂災害防止法）

第三章 土砂災害警戒区域

(土砂災害警戒区域)

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した函書を送付しなければならない。

6 前三項の規定は、指定の解除について準用する。

地すべり等防止法（抄）

（昭和三十三年三月三十一日法律第三十号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「地すべり」とは、土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴つて移動する現象をいう。

2 この法律において「ぼた山」とは、石炭又は亜炭に係る捨石が集積されてできた山であつて、この法律の施行の際現に存するものをいい、鉱山保安法 及び経済産業省設置法 の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十四号）第一条の規定による改正前の鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第四条又は第二十六条の規定により鉱業権者又は鉱業権者とみなされる者がこの法律の施行の際必要な措置を講ずべきであつたものを除くものとする。

3 この法律において「地すべり防止施設」とは、次条の規定により指定される地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいう。

4 この法律において「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。

(地すべり防止区域の指定)

第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長

し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

3 主務大臣は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該地すべり防止区域を告示するとともに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 地すべり防止区域の指定又は廃止は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

第二章 地すべり防止区域に関する管理

（立退の指示）

第二十五条 都道府県知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命じた職員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

自衛隊法（抄）

（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第六章 自衛隊の行動

（災害派遣）

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第一項の要請の手続は、政令で定める。

5 第一項から第三項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二条第四項 に規定する武力攻撃災害及び同法第百八十三条 において準用する同法第十四条第一項 に規定する緊急対処事態における災害については、適用しない。

第七章 自衛隊の権限

（災害派遣時等の権限）

第九十四条 警察官職務執行法第四条 並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項 中「公安委

員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

2 海上保安庁法第十六条の規定は、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

消防法（抄）

（昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

章確認

第一章 総則

第二条 この法律の用語は左の例による。

2 防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう。

3 消防対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物又は物件をいう。

4 関係者とは、防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。

5 関係のある場所とは、防火対象物又は消防対象物のある場所をいう。

6 舟車とは、船舶安全法第二条第一項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車両をいう。

7 危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

8 消防隊とは、消防器具を装備した消防吏員若しくは消防団員の一隊又は消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十条第三項の規定による都道府県の航空消防隊をいう。

9 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関（厚生労働省令で定める医療機関をいう。第七章の二において同じ。）その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）をいう。

第五章 火災の警戒

第二十二条 気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方気象台長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

3 市町村長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

4 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第六章 消火の活動

第二十八条 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

2 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、警察官は、前項に規定する消防吏員又は消防団員の職権を行うことができる。

3 火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官は、これに援助を与える義務がある。

第二十九条 消防吏員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

2 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

3 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前二項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。

4 前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

5 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

第七章の二 救急業務

第三十五条の十 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

2 救急隊員は、救急業務の実施に際しては、常に警察官と密接な連絡をとるものとする。

警察官職務執行法（抄）

（昭和二十三年七月十二日法律第百三十六号）

最終改正：平成一八年六月二三日法律第九四号

（避難等の措置）

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

2 前項の規定により警察官がとつた処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

気象業務法（法令名のみ記載）

（昭和二十七年六月二日法律第百六十五号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

薬類取締法（法令名のみ記載）

（昭和二十五年五月四日法律第百四十九号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

高压ガス保安法（法令名のみ記載）

（昭和二十六年六月七日法律第二百四号）

最終改正：平成二六年六月一八日法律第七二号

毒物及び劇物取締法（法令名のみ記載）

（昭和二十五年十二月二十八日法律第三百三号）

最終改正：平成二三年一二月一四日法律第一二二号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（法令名のみ記載）

（昭和三十二年六月十日法律第百六十七号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

道路交通法（法令名のみ記載）

（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）

最終改正：平成二六年一二月一四日法律第一二二号

道路法（法令名のみ記載）

（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

最終改正：平成二六年六月一八日法律第七二号

建築基準法（法令名のみ記載）

（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）
最終改正：平成二六年六月二七日法律第九二号

港湾法（法令名のみ記載）

（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号）
最終改正：平成二六年六月二七日法律第九一号

漁港漁場整備法（法令名のみ記載）

（昭和二十五年五月二日法律第百三十七号）
最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

都市公園法（法令名のみ記載）

（昭和三十一年四月二十日法律第七十九号）
最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

都市公園法施行令（法令名のみ記載）

（昭和三十一年九月十一日政令第二百九十号）
最終改正：平成二四年一月三〇日政令第二八四号

都市公園等整備緊急措置法（~~廃止~~平成 15・3・31・法律 21号）

空港整備法（法令名のみ記載）

法令番号 （昭和三十一年四月二十日法律第八十号）
施行年月日 昭和三十一年四月二十日
最終改正 平成九年五月二三日法律第六〇号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 （法令名のみ記載）

（平成十年十月二日法律第百十四号）
最終改正：平成二六年一月二一日法律第一一五号

生活保護法（法令名のみ記載）

（昭和二十五年五月四日法律第四百四十四号）

最終改正：平成二六年六月二五日法律第八三号

動物の愛護及び管理に関する法律（法令名のみ記載）

（昭和四十八年十月一日法律第百五号）

最終改正：平成二六年五月三〇日法律第四六号

森林法（法令名のみ記載）

（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 （法令名のみ記載）

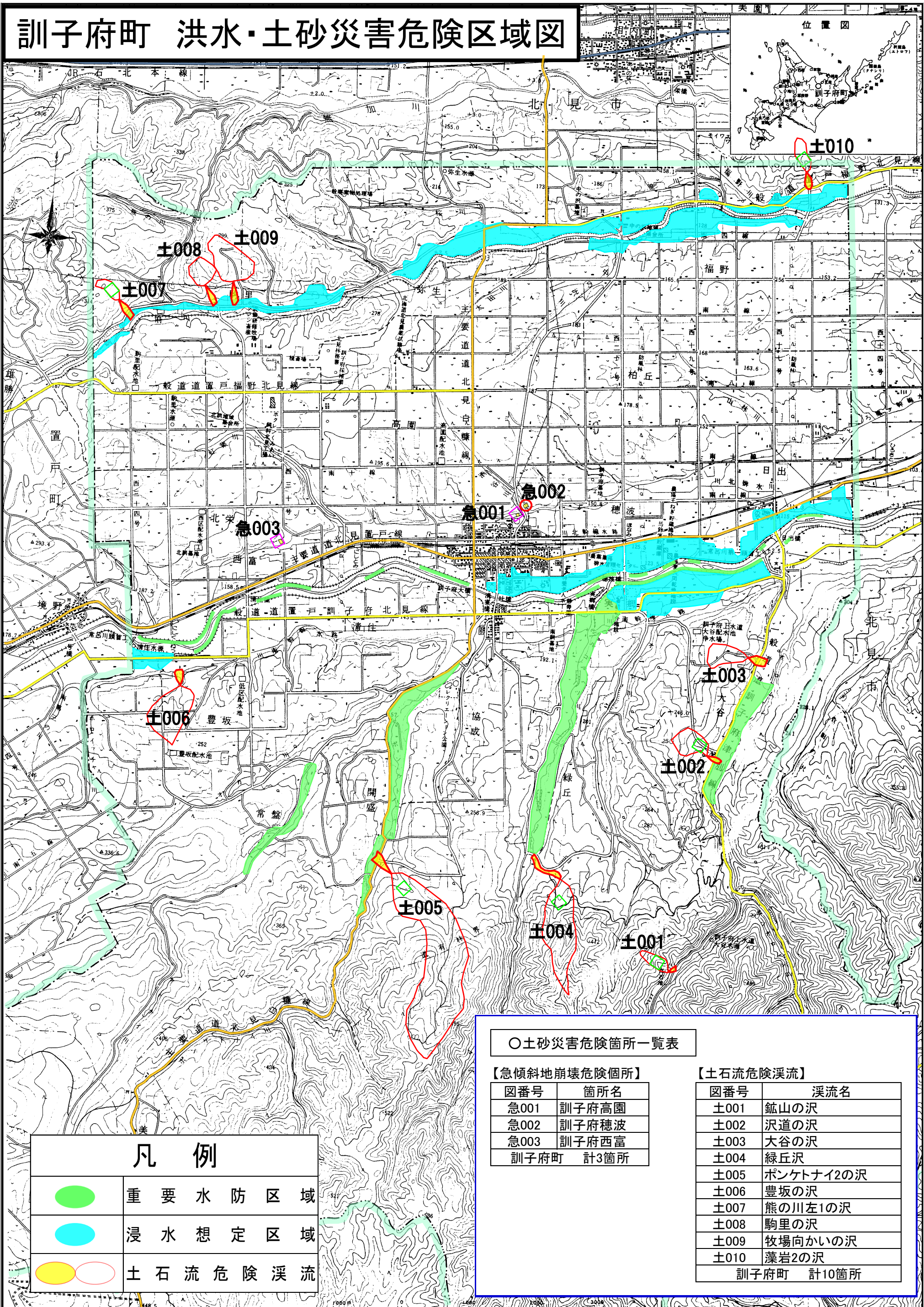
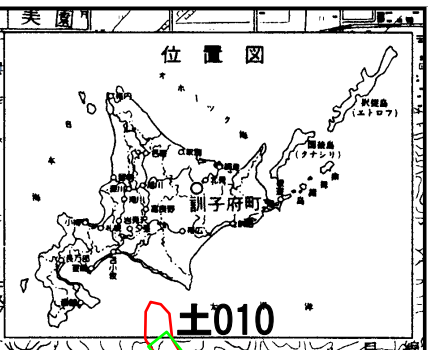
（昭和三十年八月五日法律第百三十六号）

最終改正：平成二三年五月二日法律第三五

訓子府町火入れに関する条例（条例名のみ記載）

昭和 59 年 6 月 11 日条例第 21 号

訓子府町 洪水・土砂災害危険区域図



凡例

	重要水防区域
	浸水想定区域
	土石流危険溪流

○土砂災害危険箇所一覧表

【急傾斜地崩壊危険箇所】		【土石流危険溪流】	
図番号	箇所名	図番号	溪流名
急001	訓子府高園	土001	鉾山の沢
急002	訓子府穂波	土002	沢道の沢
急003	訓子府西富	土003	大谷の沢
訓子府町 計3箇所		土004	緑丘沢
		土005	ポンケトナイ2の沢
		土006	豊坂の沢
		土007	熊の川左1の沢
		土008	駒里の沢
		土009	牧場向かいの沢
		土010	藻岩2の沢
		訓子府町 計10箇所	

避難所及び避難施設一覧

○訓子府町防災計画に定める防災拠点（災害対策本部機能）

番号	避難施設名	収容人員	所在地	建設年度	構造	階数	面積	地震避難施設	風水害避難施設
1	訓子府町役場庁舎		東町	H13	鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋造	2	3,831		
2	北見地区消防組合消防署訓子府支署		元町	S44	鉄筋コンクリート	2	628		

ア. 訓子府町防災計画に定める指定緊急避難場所（地震等により一時的に避難する施設）〔10か所〕

番号	避難施設名	収容人員	所在地	建設年度	構造	階数	面積	地震避難所	風水害避難所
1	中央公園	500	仲町				6,512	○	○
2	幼稚園グラウンド	500	旭町				4,128	○	○
3	訓子府小学校グラウンド	2,000	仲町				15,477	○	×
4	訓子府中学校グラウンド	2,000	東町				22,101	○	×
5	公民館駐車場	500	東町				5,158	○	○
6	農村公園	500	東・西幸町				4,213	○	○
7	訓子府高等学校グラウンド	2,000	東幸町				36,613	○	○
8	末広地域集会所広場	300	末広町				1,750	○	○
9	居武士小学校グラウンド	1,000	大谷				9,929	○	○
10	日ノ出地区ふれあいセンター	500	日出町				5,506	○	○
11	児童センターグラウンド	200	栄町				1,240	○	○
合計		10,000					112,627		

イ. 訓子府町防災計画に定める福祉避難所（高齢・障がいなど災害時要援護者支援の施設）〔1か所〕

番号	避難施設名	収容人員	所在地	建設年度	構造	階数	面積	地震避難施設	風水害避難施設
1	訓子府町総合福祉センター	110	東町	H13	鉄筋コン一部鉄骨鉄筋造	1	1,541	○	○

ウ. 訓子府町防災計画に定める指定避難所（自宅で生活できない人などが屋内の施設で身体や生命を守る場所）〔30か所〕

番号	避難施設名	収容人員	所在地	建設年度	構造	階数	面積	地震避難施設	風水害避難施設
1	鉄北地域集会所	70	東幸町	S56	木造	1	350	○	○
2	訓子府高等学校	1,000	東幸町	H6	RC	3	5,519	○	○
3	訓子府町公民館	500	東町	S57	RC	2	2,585	○	○
4	訓子府中学校	1,000	東町	H5	鉄筋コンクリート・鉄骨造	2	6,025	○	×
5	訓子府幼稚園	150	旭町	S52	木造・鉄骨造	1	916	×	○
6	くんねっぷ保育園	100	旭町	S56	木造・鉄骨造	1	485	○	○
7	訓子府町子育て支援センター	80	旭町	S58	木造	1	377	○	○
8	西地域集会所（勤労者福祉会館）	30	大町	S62	木造	1	204	○	○
9	農業交流センター	200	元町	H12	鉄筋コンクリート・鉄骨造	1	840	○	○
10	訓子府小学校	1,000	仲町	S49	鉄筋コンクリート・鉄骨造	2	5,544	○	○
11	訓子府町長寿会館	30	仲町	S44	木造	1	130	×	○
12	訓子府町児童センター	80	栄町	H24	木造	1	498	○	○
13	末広地域集会所	70	末広町	S63	木造	1	352	○	○
14	日ノ出地区ふれあいセンター	100	日出町	H5	木造	1	447	○	○
15	穂波会館	50	穂波	H2	木造	1		○	×
16	柏丘公館	50	柏丘	H6	木造	1		○	○
17	居武士小学校	350	大谷	S55	鉄筋コンクリート・鉄骨造	2	1,913	○	○
18	実郷会館	30	実郷	H17	木造	1		○	○
19	緑丘生活館	50	緑丘	S31	木造	1		×	○
20	協成公民館	30	協成	S50	木造	1		×	○
21	開盛公民館	20	開盛	S48	木造	1		×	○
22	常盤公民館	30	常盤	S56	木造	1		○	○
23	豊坂公民館	50	豊坂	S53	木造	1		×	○
24	清住会館	50	清住	H6	木造	1		○	○
25	西富会館	30	西富	H12	木造	1		○	○
26	北栄集会所	70	駒里	S61	木造	1		○	○
27	駒里公民館	20	駒里	S58	木造	1		○	○
28	弥生公民館	30	弥生	S60	木造	1		○	○
29	福野会館	50	福野	S56	木造	1		○	×
30	高園公館	30	高園	H18	木造	1		○	○
合計		5,350							

○地震避難施設 [24か所]

番号	避難施設名	収容人員	所在地	建設年度	構造	階数	面積	地震避難施設
1	鉄北地域集会所	70	東幸町	S56	木造	1	350	○
2	訓子府高等学校	1,000	東幸町	H6	RC	3	5,519	○
3	訓子府町公民館	500	東町	S57	RC	2	2,585	○
4	訓子府中学校	1,000	東町	H5	鉄筋コンクリート・鉄骨造	2	6,025	○
5	くんねっぷ保育園	100	旭町	S56	木造・鉄骨造	1	485	○
6	訓子府町子育て支援センター	80	旭町	S58	木造	1	377	○
7	西地域集会所(勤労者福祉会館)	30	大町	S62	木造	1	204	○
8	農業交流センター	200	元町	H12	鉄筋コンクリート・鉄骨造	1	840	○
9	訓子府小学校	1,000	仲町	S49	鉄筋コンクリート・鉄骨造	2	5,544	○
10	訓子府町児童センター	80	栄町	H24	木造	1	498	○
11	末広地域集会所	70	末広町	S63	木造	1	352	○
12	日ノ出地区ふれあいセンター	100	日出町	H5	木造	1	447	○
13	穂波会館	50	穂波	H2	木造	1		○
14	柏丘公館	50	柏丘	H6	木造	1		○
15	居武士小学校	350	大谷	S55	鉄筋コンクリート・鉄骨造	2	1,913	○
16	実郷会館	30	実郷	H17	木造	1		○
17	常盤公民館	30	常盤	S56	木造	1		○
18	清住会館	50	清住	H6	木造	1		○
19	西富会館	30	西富	H12	木造	1		○
20	北栄集会所	70	駒里	S61	木造	1		○
21	駒里公民館	20	駒里	S58	木造	1		○
22	弥生公民館	30	弥生	S60	木造	1		○
23	福野会館	50	福野	S56	木造	1		○
24	高園公館	30	高園	H18	木造	1		○
合計		5,020						

○風水害避難施設 [27か所]

番号	避難施設名	収容人員	所在地	建設年度	構造	階数	面積	風水害避難施設
1	鉄北地域集会所	70	東幸町	S56	木造	1	350	○
2	訓子府高等学校	1,000	東幸町	H6	RC	3	5,519	○
3	訓子府町公民館	500	東町	S57	RC	2	2,585	○
4	訓子府幼稚園	150	旭町	S52	木造・鉄骨造	1	916	○
5	くんねっぷ保育園	100	旭町	S56	木造・鉄骨造	1	485	○
6	訓子府町子育て支援センター	80	旭町	S58	木造	1	377	○
7	西地域集会所(勤労者福祉会館)	30	大町	S62	木造	1	204	○
8	農業交流センター	200	元町	H12	鉄筋コンクリート・鉄骨造	1	840	○
9	訓子府小学校	1,000	仲町	S49	鉄筋コンクリート・鉄骨造	2	5,544	○
10	訓子府町長寿会館	30	仲町	S44	木造	1	130	○
11	訓子府町児童センター	80	栄町	H24	木造	1	498	○
12	末広地域集会所	70	末広町	S63	木造	1	352	○
13	日ノ出地区ふれあいセンター	100	日出町	H5	木造	1	447	○
14	柏丘公館	50	柏丘	H6	木造	1		○
15	居武士小学校	350	大谷	S55	鉄筋コンクリート・鉄骨造	2	1,913	○
16	実郷会館	30	実郷	H17	木造	1		○
17	緑丘生活館	50	緑丘	S31	木造	1		○
18	協成公民館	30	協成	S50	木造	1		○
19	開盛公民館	20	開盛	S48	木造	1		○
20	常盤公民館	30	常盤	S56	木造	1		○
21	豊坂公民館	50	豊坂	S53	木造	1		○
22	清住会館	50	清住	H6	木造	1		○
23	西富会館	30	西富	H12	木造	1		○
24	北栄集会所	70	駒里	S61	木造	1		○
25	駒里公民館	20	駒里	S58	木造	1		○
26	弥生公民館	30	弥生	S60	木造	1		○
27	高園公館	30	高園	H18	木造	1		○
合計		4,250						

災害応援協定一覧

市町村名 訓子府町

H27.4.1現在

	協定等の当事者		協 定 等	
	行 政	業界・団体等	名 称	締結日
1	訓子府町長	訓子府郵便局	災害発生時における訓子府町と訓子府郵便局の協力に関する協定	H26.6.1
2	道東11市町 (訓子府町長含む)	日本水道協会北海道 地方支部	日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互 応援に関する協定	H21.7.31
3	訓子府町長	生活協同組合コープ さっぽろ(旧どうとう)	災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書	H18. 3. 28 (H26. 6. 20 継続承認書)
4	北海道市長会 北海道町村会	北海道	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する 協定	H27.3.31
5	訓子府町長	訓子府建設業協会	災害時における応急対策業務に関する協定書	H20.3.27
6	訓子府町長	サントリーフーズ(株)北海 道支社	災害時における飲料の提供等に関する協定書	H21.7.21
7	訓子府町長	北海道コカ・コーラボリ ング(株)	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	H21.7.16
8	訓子府町長	北海道開発局	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	H22.5.31
9	訓子府町長	北海道エルピーガス災 害対策協議会	災害等の発生時における訓子府町と北海道エルピーガス災害 対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	H22.8.30
10	訓子府町長	(財)北海道電気保安協 会	災害時協力協定書	H22.9.22
11	オホーツク町村会 〔15町村〕 (訓子府町長含む)	社団法人 北見歯科 医師会	災害時における歯科医療救護活動に関する協定書	H25.2.7
12	訓子府町長	①北見地方石油業協 同組合 ②北見地方石油業協 同組合訓子府支部	災害時等における石油類燃料の供給等に関する協定書	H25.4.1
13	訓子府町長	全国小さくても輝く自治 体フォーラム ※H25. 4現在:37町 村批准	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	H25.5.13批准
14	オホーツク管内10 市町 (訓子府町長含む)	陸上自衛隊美幌駐屯 地	大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援に関する 協定書	H25.7.15
15	訓子府町長	高知県津野町長	姉妹町災害時等相互応援に関する協定	H25.10.22
16	北海道町村会長 (訓子府町長含む)	北海道財務局	災害時の応援に関する協定	H26.3.28

災害発生時における訓子府町と訓子府郵便局の協力に関する協定

北海道訓子府町（以下「甲」という。）と訓子府郵便局（以下「乙」という。）は、訓子府町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急処理事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態をいう。以下同じ。）により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、訓子府町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
（ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法又は国民保護法の適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策（ただし、国民保護法適用時には、アの対応を除く。）
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障の無い範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画及び国民保護に関する計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 訓子府町 総務課長

乙 訓子府郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年6月1日から平成31年5月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算してさらに1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年6月1日

甲 住所 北海道常呂郡訓子府町東町3-9-8番地
訓子府町長 菊地 一 春



乙 住所 北海道常呂郡訓子府町元町2-1番
訓子府郵便局

代表 日本郵便株式会社 北海道支社長 佐藤 恭市

日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会
災害時相互応援に関する協定書

日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会

日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会
災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等による水道災害において、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会(以下「地区」という。)が、被災会員の速やかな給水能力の回復のため、地区管内の各会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(会員の責務)

第2条 地区管内において水道施設に被害が発生した場合は、会員は、この協定の定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。なお、日本水道協会北海道地方支部から応援の要請があった場合においても地区の長の都市(以下「区長」という。)の要請に基づき応援協力をするものとする。

(代表都市の設置)

第3条 地区管内の各会員を釧路・根室支庁管内、十勝支庁管内、網走支庁管内の3ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。

2 前項の代表都市を釧路・根室支庁管内は釧路市、十勝支庁管内は帯広市、網走支庁管内は北見市とする。

(相互応援のための平常準備)

第4条 会員は、毎年5月末日までに応急給水容器及び応急復旧用資材を調査し、その調査結果を集計し区長に通知しなければならない。

2 区長は、必要に応じて前項の集計結果を会員に通知するものとする。

(応援要請の手順)

第5条 応援要請の手順は、次の各号とする。

(1) 各会員は、その属するブロックの代表都市へ応援を要請する。

(2) 代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、区長都市へ応援を要請する。

(3) 区長都市は、地区管内の他のブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会北海道地方支部へ応援を要請する。

(応援要請内容)

第6条 応援の要請は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用いて行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動の種類)

第7条 会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資材の供出
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第8条 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、シュラフ、携行電灯、カメラなどを携行させるものとする。

- 2 派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。
- 3 派遣応援要員は、会員名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第9条 応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(会員以外への協力)

第11条 会員は、地区管内の会員以外の水道事業体が災害により被災したときは、前各号に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関して必要な事項については、日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する指針を準用するものとし、その他の事項は区長が別に定める。

附 則

- 1 この協定は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱（昭和55年第51回支部総会決定）は、廃止する。

附 則

この協定は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成21年8月1日から施行する。

この協定の成立を証するため本書40通を作成し、区長及び会員記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年7月31日

日本水道協会北海道地方支部
道東地区協議会区長
釧路市長 蝦名大也



根室市長 長谷川 俊 輔



釧路町長 佐藤 廣 高



白糠町長 棚野 孝 夫



厚岸町長 若狭 靖



弟子屈町長 德 永 哲 雄



浜中町長 長谷川 徳 幸



標茶町長 池 田 裕



中標津町長 小 林



羅臼町長 脇

紀美夫



別海町長 水 沼



標津町長 金 澤



鶴居村長 日野浦 正 志



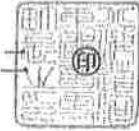
十勝支庁管内代表都市
帯広市長 砂 川 敏 文



十勝中部広域水道企業団
企業長 砂川敏文



音更町長 寺山憲二



清水町長 高薄



士幌町長 小林康雄



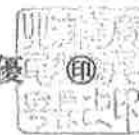
新得町長 浜田正利



芽室町長 宮西義憲



広尾町長 村瀬



幕別町長 岡田和夫



池田町長 勝井勝丸



本別町長 高橋正夫



足寄町長 安久津勝彦



大樹町長 伏見悦夫



上士幌町長 竹中



更別村長 岡出誠



網走支庁管内代表都市
北見市長 小谷毎彦



網走市長 大場



紋別市長 官川良



美幌町長 土谷耕治



津別町長 佐藤 多



斜里町長 村田 均



遠軽町長 北川 健



訓子府町長 菊池 一春



小清水町長 林 直樹



興部町長 裕 一寿



湧別町長 奥谷 公敏



滝上町長 長屋 栄



災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書

訓子府町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープどうとう（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、訓子府町の区域内に地震、豪雨、豪雪、暴風、その他の異常な自然現象、大規模な火事、爆発、その他の大規模な事故により生じる災害が発生し、又発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が「訓子府町災害対策本部等」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において第5条各号に掲げる応急生活物資（以下「物資」という。）を必要とするときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有又は製造する物資の供給及び運搬
- (2) 物資の仕入れ及び運搬

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で、協力を努めるものとする。

（物資の範囲）

第5条 第3条の規定に基づき、甲が乙に要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法等）

第6条 第3条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、災害時に支障をきたさないよう、日ごろから点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第7条 物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は必要に応じ乙に運搬の協力を求めることができる。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づき供給した物資の対価及び運搬等に要した経費は、甲が負担する。
2 前項の経費は、災害時直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求)

第9条 前条に規定する経費は、乙が物資の納入を終了し、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払)

第10条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(情報の提供等)

第11条 甲は、災害時において、町民に対して応急生活物資の品目、配布場所等の情報の提供に努めるものとし、乙はそれに協力するものとする。
2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況、物資の輸送路の状況等の情報交換を行うものとする。
3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対する迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。

(生活物資の安定供給)

第12条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、町民生活の早期安定に寄与するよう、町民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに積極的に協力するものとする。

(法令の遵守)

第13条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の法令の規定を遵守するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し質疑が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、平成18年3月28日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

(協定者の変更)

第16条 甲が他の市町村と合併等する場合、又は乙が他の生活協同組合と合併等する場合、よほどの支障が発生しない限り、この協定は継続するものとする。ただし、甲又は乙からの要請があれば、文書によって協定の継続を確認するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年3月28日

甲 常呂郡訓子府町東町 398 番地
訓子府町
町長 深見 定雄



乙 紋別郡遠軽町大通北2丁目
生活協同組合コープどうとう
理事長 伊藤 貞男



別紙（第5条の別表）

災害時における応急生活物資「供給想定品目」一覧

◇最優先供給品目（災害直後に最優先で調達・供給することが想定される物資）

品 名
<ul style="list-style-type: none"> ・容器入り水 ・容器入り飲料 ・おにぎり、弁当、カップ麺 ・パン（菓子パン・調理パン） ・果物（バナナ等） ・牛乳（ロングライフ・その他） ・育児用ミルク・離乳食 ・缶詰（開缶が簡便なイージーオープン缶）

◇状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品 名	品 名
<ul style="list-style-type: none"> ・レトルト食品（ごはん・おかず類） ・緑茶、コーヒー、紅茶 ・お米 ・電池 ・懐中電灯 ・タオル ・軍手 ・ポリバケツ ・飲料用ポリタンク ・カセット式ガスコンロ及びボンベ ・紙コップ、紙皿、割り箸、ポリスプーン ・ラップ、ホイル、ビニール袋 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー ・濡れティッシュペーパー 	<ul style="list-style-type: none"> ・洗剤、石鹸 ・紙おむつ（幼児用・大人用） ・生理用品 ・マスク ・ごみ袋 ・粘着テープ ・ブルーシート ・哺乳瓶 ・雨具 ・下着・靴下 <p style="text-align: center;">（冬季間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てカイロ ・灯油 ・除雪用品

◇甲は、上記に規定する応急生活物資以外の物資（状況によって甲が特に必要と認めたもの）を、その都度、指定できるものとする。

協定の効力継続承認書

生活協同組合コープさっぽろは、平成18年3月28日に生活協同組合コープどうとうと訓子府町様と締結しました「災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定」につきまして、同協定書第16条に基づき、訓子府町様との間で、同協定の効力が継続することを承認します。

平成26年 6月 20日

札幌市西区発寒11条5丁目10番1号

生活協同組合コープさっぽろ

理事長 大見 英明

常呂郡訓子府町東町398番地

訓子府町

町長 菊池 一春



災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請
(応援等の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請が

あったものとみなす。

- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

- 2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事 高橋 はる



北海道市長会

北海道市長会長 田岡 克



北海道町村会

北海道町村会長 寺島 光一郎



別表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

災害時における
応急対策業務に関する協定書

訓子府町
訓子府建設業協会

災害時における応急対策業務に関する協定書

訓子府町（以下「甲」という。）と訓子府建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務について、甲が乙、乙の会員及び会員以外の業者等（以下「会員等」という。）の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

- (1) 住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業
- (3) 甲の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置作業
- (4) 甲が管理する道路、河川等の施設（以下「公共施設」という。）の機能保持等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (5) 緊急を要する建設資機材の調達及び輸送
- (6) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力要請）

第3条 甲は、前条の応急対策業務について、会員等が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次の事項を明らかにして協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 建設資機材等の種類、数量
- (3) 日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項の協力要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力を行った場合は、速やかに次の事項を明らかにした文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 従事した建設資機材等の事業所名、種類、数量
- (2) 業務内容
- (3) 従事した場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（費用負担）

第5条 応急対策業務に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害時における当該地域の通常の実費用を基準として、甲乙協議して定める。

(第三者等に対する損害)

第 6 条 会員等が応急対策業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲並びに乙及び会員等が協議してその賠償をするものとする。

(補償)

第 7 条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、甲並びに乙及び会員等が協議してその賠償をするものとする。

(災害発生時の情報提供)

第 8 条 乙及び会員等は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(訓練の実施)

第 9 条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適宜必要な訓練を実施するものとする。

(連絡体制の確立)

第 10 条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、会員等に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報交換等)

第 11 条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し会員等の保有する建設資機材の数量及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の前1カ月までに甲乙いずれかまたは両者の意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項、又は協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成20年 3月27日

甲 訓子府町長 菊池 一 春



乙 訓子府建設業協会
会長 佐伯 政 勝



災害対応型自動販売機による
協働事業に関する協定書

訓 子 府 町

北海道コカ・コーラボトリング株式会社

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

訓子府町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型など）を通して、次のサービスを提供するものである。

- （1） 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。
- （2） 甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

（情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

2. 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

2. 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

（連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
訓子府町 総務課（代表）	0157-47-2112

(乙の連絡先の表示)

名称	電話番号
北見販売課 (代表)	0157-36-5324
北見販売課 (衛星携帯)	090-6690-0867
本社総務部 (夜間・休日/衛星携帯)	080-1017-0138

(守秘義務)

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2. 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年7月16日

甲 常呂郡訓子府町東町398番地
訓子府町長 菊池 一 春

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 角野 中原

災害時における飲料の提供等に関する協定書

訓子府町（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的・協力内容）

第1条 災害時における飲料の提供、災害時用備蓄飲料の提供など、住民の安心・安全を確保することを目的とし、乙は次の内容について甲に協力をするものとする。

- (1) 緊急時飲料提供自動販売機の設置による自動販売機内在庫飲料の無償提供。
- (2) 災害時備蓄用飲料水（天然水 南アルプス2Lペット）120本の無償提供。

（協力内容の詳細に関する事項）

第2条 前項の（1）に規程する緊急時飲料提供自動販売機については、別途利用細則を定めるものとする。前項の（2）に規程する災害時備蓄用飲料水については、賞味期間が24ヶ月であることから、賞味期限内において使用されなかった場合は、乙が無償交換するものとする。

（緊急時飲料提供自動販売機の設置場所）

第3条 緊急時飲料提供自動販売機の設置場所は、下記のとおりとする。

- ・名称 訓子府町役場
- ・設置場所住所 北海道常呂郡訓子府町東町398番地
- ・電話番号 0157-47-2111

（有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、甲又は乙から協定解消の申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その一通を保有するものとする。

平成21年 7月2/日

甲) 北海道常呂郡訓子府町東町398番地

訓子府町長 菊池 一 春



乙) 北海道札幌市北区北8条西3丁目28番地

サントリーフーズ株式会社 北海道支社
支社長 樋口 吉 信



緊急時飲料提供ベンダー 利用細則

(目的)

1. この緊急時飲料提供ベンダー 利用細則は、設置主の緊急時における飲料水確保の一環としてサントリーフーズ株式会社（以下弊社という）が設置する「緊急時飲料提供ベンダー」の緊急時における利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

1. 「緊急時飲料提供ベンダー」とは、平常時は通常の飲料販売用自動販売機として設置主もしくは弊社の指定業者が一般消費者に清涼飲料水（以下商品という）を販売し、緊急時は設置主の同意のもと自動販売機に収納されている商品を取り出すことができる、弊社が所有もしくは管理する自動販売機をいう。
2. 「設置主」とは、緊急時飲料提供ベンダーの設置する場所を提供した当該場所を適法に所有もしくは管理する者で、弊社と「緊急時飲料提供ベンダー設置契約書」を取り交わした者をいう。
3. 「緊急時」とは、地震・噴火・津波・台風等の発生により被災地へ向かう交通網が麻痺し水道・電気等のライフラインが断たれたときを指す。
4. 「緊急使用」とは、緊急時飲料提供ベンダー正面の右上部に貼られた丸いステッカーの中央部を壊し、ステッカー裏の非常用小窓内部のレバーを操作することにより自動販売機の外扉を開いて緊急時飲料提供ベンダー内部に収納されている商品を取り出すことをいう。

(使用)

1. 設置主は、緊急時に緊急時飲料提供ベンダーを緊急使用することができる。なお、緊急使用については設置主において行うのを原則とするが、設置主の同意があれば誰が作業を行うかを問わない。
2. 緊急使用により緊急時飲料提供ベンダーから商品が取り出された場合、設置主は以下の用途にて商品を使用することができる。
 - ・ 緊急時飲料提供ベンダーが設置された建物内に取り残された者、日常生活に支障をきたして同建物に避難してきた被災住民、もしくは同建物に避難してきた旅行者等 災害への飲料水としての提供。
 - ・ 緊急時飲料提供ベンダーが設置された建物内で勤務し、災害復興支援活動もしくは医療救護活動に携わる者への飲料水としての提供。
 - ・ 緊急時飲料提供ベンダーが設置された建物において、国（自衛隊を含む）、道、市町村もしくはボランティアによる防災組織等が組織された場合の、防災組織事務局への飲料水としての提供。
 - ・ 設置主に対して、国、道もしくは市町村からの緊急物資提供依頼があった場合の、設置主の判断により行う国、道、市町村への提供。
 - ・ その他、設置主が弊社に連絡し、弊社承諾のうえで実施する提供。
3. 前条に基づき商品が使用された場合、弊社はこれを無償で提供する。
4. 緊急時もしくは災害が発生して通信が途絶える等で設置主に連絡が取れないため、設置主の同意なく緊急時飲料提供ベンダーが緊急使用され商品が使用された場合は、後日その使用内容や使用状況を確認したうえで、設置主と弊社で協議を行いそれぞれの商品費用の負担割合を決定する。
5. 設置主は、緊急時飲料提供ベンダーを緊急使用するかもしくは緊急使用に同意した場合には、遅滞なく弊社もしくは弊社の指定業者に連絡する。

(責任範囲)

1. 本利用細則に基づいて緊急時飲料提供ベンダーが緊急使用された場合、弊社は当然に、設置主、緊急使用した者、その他何人に対しても緊急時飲料提供ベンダーの使用料、修理費用、原状回復費用、損害賠償等、名称を問わず何等の請求も行わない。
2. 緊急時飲料提供ベンダーによる商品提供は十分な数量の飲料水の提供を保証するものではなく、緊急時飲料提供ベンダーに十分な数量の飲料水が収納されていない場合でも、弊社に供給の義務はないことを確認し、設置主は当該事由に基づく損害賠償請求を行うことはできない。
3. 緊急時でないにも関わらず緊急時飲料提供ベンダーが緊急使用され商品が取り出された場合、設置主はその状況を直ちに弊社もしくは弊社の指定業者に連絡し、弊社もしくは弊社の指定業者が当該行為を器物損壊もしくは窃盗事件として警察に被害届の提出もしくは告訴の届出を行うことを承諾するものとする。

以上

北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、訓子府町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

（1）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合

（2）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断をした場合

（3）その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（1）土木施設等の被害状況の把握

（2）二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）

（3）その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

(相互の情報交換)

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成22年 5 月 31 日

甲 北海道開発局長



乙 訓子府町長



災害等の発生時における訓子府町と北海道エルピーガス
災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定書



訓 子 府 町
北海道エルピーガス災害対策協議会

災害等の発生時における訓子府町と北海道エルピーガス 災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

訓子府町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、訓子府町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。)により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- (5) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- (6) その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(災害対策本部会議等への参加)

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する訓子府町災害対策本部会議又は訓子府町国民保護対策本部会議にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

(応急・復旧活動支援の実施)

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用(人件費は除く。)は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年8月30日

甲 訓子府町東町398番地

訓子府町長

菊池 一春



乙 北見市中ノ島町1丁目2番22号

北海道エルピーガス災害対策協議会

災害対策現地本部長

中 制正亮一



災害時協力協定書

訓子府町（以下「甲」という。）と財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、訓子府町において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、訓子府町における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- (2) 公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- (3) その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速

やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

(公務災害補償)

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成22年9月22日

常呂郡訓子府町東町398番地

甲

訓子府町

訓子府町長

菊池一春

札幌市西区発寒6条12丁目6番11号

乙

財団法人 北海道電気保安協会

理事長

菅伸之

災害時における歯科医療救護活動に関する協定書



オホーツク町村会
社団法人北見歯科医師会

災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科医療救護活動の万全を期するため、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町（以下「甲」という。）と社団法人北見歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、災害時に歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等における救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、前項の規定により救護班を派遣した場合、救護班の編成その他歯科医療救護計画について、甲に報告するものとする。

（救護班の業務）

第3条 救護班は、避難所又は甲が災害現場等に設置する救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- (2) 歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び傷病が軽易な患者に対する歯科治療及び衛生指導
- (4) 検死、検案に際しての法歯学上の協力。

(救護班の指揮等)

第4条 救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第5条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容歯科医療機関)

第6条 乙は、甲が歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第7条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であつて、この協定を実施するために要したもの
- (5) 第1号に規定する費用の額は、北海道災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）第37条の規定を準用する
- (6) 第3号に規定する扶助金の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び同法施行令（昭和22年政令第225号）の規定に準ずるものとする

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲から委任を受けたオホーツク町村会会長と乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有し、各町村長はその写しを保有する。

平成25年2月7日

甲 網走市北7条西3丁目合同庁舎内

大空町ほか14町村

大空町長他14町村長

上記代理人

オホーツク町村会

会長 井上久男



乙 北見市大通西5丁目10番2号

社団法人 北見歯科医師会

会長 金山洋一



災害時等における石油類燃料の 供給等に関する協定書

北見地方石油業協同組合
北見地方石油業協同組合訓子府支部

訓子府町

災害時等における石油類燃料の供給等に関する協定書

訓子府町（以下「甲」という。）と北見地方石油業協同組合及び北見地方石油業協同組合訓子府支部（以下「乙」という。）は、訓子府町内に地震、風水害、雪害その他の災害が発生し、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合並びに市町村等相互の応援措置を行う場合（以下「災害時等」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等において、甲は、乙に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類燃料の優先提供
- (3) 乙が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り可能な範囲内において支援を実施するものとする。

（報告手続）

第3条 乙は、協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が供給した石油類燃料等の対価及び乙が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 甲は、乙からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ない事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第1条の規定による業務に従事する乙並びにその役員及び従業員について、その者の責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

（協力体制の構築）

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換すると

もに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 甲は、災害時に、乙が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、道の「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、分離・分割発注の推進等について配慮するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

甲 訓子府町

訓子府町長

菊池

一 春



乙 北見地方石油業協同組合

理事長 石崎 猛 雄



北見地方石油業協同組合訓子府支部

支部長 久島 正 之



・有限会社坂井商店

代表取締役 坂井 悠 紀



・訓子府機械工業株式会社

代表取締役 松田 和 之



・久島工業株式会社

代表取締役 久島 正 之



(別記第1号様式)

年 月 日

石油類燃料の供給等要請書

北見地方石油業協同組合 理事長
北見地方石油業協同組合訓子府支部 支部長 様

訓子府町長

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定第1条第2項の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び供給を要請する事由	
供給を必要とする場所又は地域	
供給を必要とする品目及び数量	
供給を必要とする車両又は施設	
その他参考となる事項	
連絡先	訓子府町 担当者 職氏名 _____ 電話番号 _____ ファクス _____ メールアドレス _____

(別記第2号様式)

年 月 日

救 援 実 施 報 告 書

訓子府町長 様

北見地方石油業協同組合 理事長
北見地方石油業協同組合訓子府支部 支部長

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり報告
します。

救援を行った事業者	
石油類燃料の供給等 要請書の文書番号	
供給日時及び供給場所	
供給品目及び供給数量	
供給に係る費用の見込み	
そ の 他	
連 絡 先	北見地方石油業協同組合 担当者 _____ 電話番号 _____ ファクス _____ メールアドレス _____

災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応援対策活動の相互応援に関し、全国小さくとも輝く自治体フォーラムの会（以下「自治体フォーラムの会」という。）加入町村で、別掲町村（以下「協定町村」という。）との間で、次のとおり災害応急対策活動の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

別掲「協定町村」名

北海道蘭越町、西興部村、群馬県上野村、高山村、南牧村、神流町、福島県大玉村、矢祭町、千葉県酒々井町、一宮町、新潟県関川村、津南町、長野県原村、栄村、阿智村、岐阜県白川村、岡山県奈義町、高知県馬路村、大豊町、土佐町、本山町、宮崎県綾町、西米良村、椎葉村、

<追加>北海道東川町、訓子府町、ニセコ町、秋田県羽後町、福島県檜枝岐村、飯舘村、川俣町、長野県根羽村、滋賀県豊郷町、日野町、兵庫県福崎町、高知県大川村、宮崎県諸塚村

(目的)

第1条 この協定は、協定町村の区域内において災害が発生した場合において、協定町村が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期すことを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び町村長が特に災害応急対策活動の相互応援の必要があると認める災害をいう。

(相互応援)

第3条 協定町村は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援し、被災した協定町村の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するものとする。

(連絡担当部局)

第4条 協定町村は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(応援の要請及び方法)

第5条 協定町村は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定める場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置の要請をするものとする。

- (1) 非常災害時における食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供。
- (2) 被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用
- (3) 被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供
- (4) その他特応急対策活動に必要な措置

(応援措置の履行)

第6条 応援を求める協定町村は、その応援措置が的確かつ円滑に行なわれるよう努めなければならない。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として被災町村が負担するものとする。

(地域防災計画その他の資料等の交換)

第8条 協定町村は、非常の災害に備え地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

(実施の細目)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、協定町村が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、平成24年5月26日に北海道東川町で開催する自治体フォーラムの会総会の議決を受けてその効力を生じる。

平成 25 年 5 月 13 日

全国小さくても輝く自治体フォーラムの会
会長 前田 穰 様

全国小さくても輝く自治体フォーラムの会

「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」

批准・参加申出書

全国小さくても輝く自治体フォーラムの会「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」の内容について批准し、協定に参加します。

批准・参加の町村の県・町村名

北海道 訓子府町

町村長氏名

訓子府町長

菊池 一春

印

住所

北海道釧路郡訓子府町東町 398

担当部署名・担当者名

総務課 夏村 宏樹

連絡先電話・FAX・e-メール

0157-47-2112

FAX 0157-47-2600

ex-il soumu@town.kunneppu.hokkaido.jp

大規模災害時等における 派遣隊員の留守家族支援に関する協定書



北見市



網走市



調子府町



置戸町



斜里町



清里町



小清水町



津別町



大空町



美幌町

北見市・網走市・調子府町・置戸町・斜里町
清里町・小清水町・津別町・大空町・美幌町

陸上自衛隊美幌駐屯地

大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書

美幌駐屯地隊区に所在する北見市（甲1）、網走市（甲2）、訓子府町（甲3）、置戸町（甲4）、斜里町（甲5）、清里町（甲6）、小清水町（甲7）、津別町（甲8）及び大空町（甲9）（以下「甲1から甲9」を「甲」という。）並びに美幌町（以下「乙」という。）と陸上自衛隊美幌駐屯地（以下「丙」という。）は、大規模災害時等における災害派遣隊員（以下「派遣隊員」という。）の留守家族支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、大規模災害等が発生し、丙に所属する自衛隊員が派遣される際に、甲及び乙が丙の派遣隊員の甲及び乙に居住する留守家族に対する支援について、必要な事項を定めるものとする。ただし、甲及び乙に居住する丙以外の駐屯地又は基地等に勤務する隊員の留守家族についても可能な範囲で支援の対象とする。

（適用）

第2条 本協定は、甲の各市町及び乙のそれぞれの区域内における被害が軽微で、かつ、行政機能が損なわれていない場合に適用する。

（支援の内容）

第3条 本協定により、甲が派遣隊員の留守家族に行う支援は次のとおりとする。

- （1）丙が部隊内に開設する子供の面倒を見る施設（以下「部隊内臨時託児所」という。）の設置及び保育に係る助言・指導
- （2）派遣隊員の子弟のための保育所の入所に関する相談・調整
- （3）派遣隊員の子弟のための一時預かり保育利用の仲介
- （4）派遣隊員の高齢者・障がい者家族が福祉サービスを受けるための支援
- （5）派遣隊員の留守家族への健康、栄養又は医療に関する相談
- （6）その他派遣の状況に応じ必要と思われる事項

2 乙の丙に対する支援は、平成25年5月29日付で乙と丙が締結した「大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書」によるほか、次項によるものとする。

- 3 甲及び乙は、本協定に係るいずれかの市町において支援能力を超える支援所要が発生した場合又は、支援不可能な内容である場合は、相互に連携し、当該市町が行う支援を他の市町が協力して支援するものとする。

(調整窓口の一本化)

第4条 派遣隊員及び留守家族からの甲及び乙に対する支援の依頼については、甲及び乙並びに丙は、それぞれ窓口を一本化し、その内容を相互に通知する。この際、個人情報に係る取扱に十分に留意し業務にあたるものとする。

- 2 甲及び乙の各市町相互の調整並びに丙との連絡調整は、乙がその任に当たることとする。

(派遣隊員等への周知)

第5条 甲及び乙が実施する支援や制度の内容について、甲及び乙は、丙に対して資料等を提供する。

- 2 丙は、甲及び乙から提供を受けた資料等により、支援や制度に係る内容を派遣隊員及び留守家族に周知を図るものとする。

(情報提供)

第6条 丙は、派遣隊員及び留守家族の意向を尊重しつつ、必要に応じ、第3条に規定する支援に係る情報を甲及び乙の市町に提供する。

(協定の修正及び相互協議)

第7条 本協定は、甲及び乙並びに丙の合意により、改正又は修正出来るものとする。

- 2 本協定に定めのない事項の処理及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙が協議して解決するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定は、平成25年7月15日から効力を有するものとし、甲乙丙いずれからも協定を解消する申し出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(その他)

第9条 本協定の締結を証するため、本書11通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成25年 7月15日

- 甲1 北海道北見市大通西2丁目1番地
北見市長 櫻田真人
- 甲2 北海道網走市南6条東4丁目
網走市長 井音洋一
- 甲3 北海道常呂郡訓子府町東町398番地
訓子府町長 菊池一春
- 甲4 北海道常呂郡置戸町字置戸181番地
置戸町長 井上久男
- 甲5 北海道斜里郡斜里町本町12番地
斜里町長 高場隆
- 甲6 北海道斜里郡清里町羽衣町13番地
清里町長 櫛引政明
- 甲7 北海道斜里郡小清水町字小清水217番地
小清水町長 林直樹
- 甲8 北海道網走郡津別町字幸町41番地
津別町長 佐藤多一
- 甲9 北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目
大空町長 山下英二
- 乙 北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目
美幌町長 土谷耕治
- 丙 北海道網走郡美幌町字田中
陸上自衛隊美幌駐屯地司令 池田重則

別表（協定書 第3条第1項関係）

○甲が派遣隊員の留守家族に行う支援の具体的内容（2市7町共通支援）

支援内容	具体的内容
(1) 丙が部隊内に開設する子供の面倒を見る施設（以下「部隊内臨時託児所」という。）の設置及び保育に係る助言・指導	部隊内臨時託児施設の保育に対する助言・指導を保育士や子育て支援センター等の職員が行う。
(2) 派遣隊員の子弟のための保育所の入所に関する相談・調整	保育所の入所に関する相談・調整の支援を行う。 （保育料は有料）
(3) 派遣隊員の子弟のための一時預かり保育利用の仲介	就労や疾病等緊急を要する場合、保育所及び子育て支援センター等において行っている、一時預かり利用に係る仲介を行う。
(4) 派遣隊員の高齢者・障がい者家族が福祉サービスを受けるための支援	高齢者・障がい者家族が福祉サービスを受けるため、相談窓口の支援を行う。
(5) 派遣隊員の留守家族への健康、栄養又は医療に関する相談	健康、栄養又は医療に関し保健師、栄養士又は歯科衛生士が相談業務を行う。
(6) その他派遣の状況に応じ必要と思われる事項	随時、協議を行い対応可能な支援を行う。

○甲（大空町）が派遣隊員の留守家族に行う支援の具体的内容（共通支援以外）

支援内容	具体的内容
独居の高齢留守家族の見守りネット利用	独居高齢者に対し定期的に行う訪問事業（見守りネット）を派遣隊員の高齢留守家族も利用を可能とする。

姉妹町災害時等相互応援に関する協定

姉妹町である訓子府町と津野町とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が適用される事態(以下「災害等」という。)が発生し、災害等が発生した町(以下「被災町」という。)が独自では十分な措置等が実施できない場合に、当該災害等に被害を受けていない町(以下「応援町」という。)が、被災町における緊急、復旧、復興対策等を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品、医薬品等の提供
- (3) 資機材の提供
- (4) 児童・生徒の受け入れ
- (5) 被災者に対する住宅の提供
- (6) 相互の町で近隣自治体から被災者を受け入れた場合、受入対応に対する応援
- (7) その他被災町が要請した措置

(応援の要請)

第2条 応援の要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援を要請する内容
 - (3) 応援の期間
 - (4) その他応援に当たって留意すべき事項
- 2 被災町は、前項の規定による応援の要請を口頭で行った場合は、後日、速やかにその旨を応援町に文書にて提出するものとする。

(応援の実施)

第3条 応援の要請を受けた応援町は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに應じ応援活動に努めるものとする。

2 災害の規模が甚大である等の理由により被災町からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、前条の規定による応援の要請があったもののみなし、応援するものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 応援に要した経費については、原則として応援町の負担とする。
(2) 前号の規定に関わらず、被災町における応援に必要な燃料及び機器資材の補給については、被災町の負担とする。

(平常時の協力)

第5条 両町は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制や情報伝達等に関する情報交換
- (2) その他防災に関する業務

(連絡担当部署)

第6条 両町は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に関する連絡担当部署を置く。

2 連絡担当部署は、この協定の定めるところにより、両町間の協定運用の調整にあたるとともに、災害時には速やかに情報収集を行い、情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自の1通を所持する。

平成25年10月22日

訓子府町長

菊池一春

津野町長

池田三男

写

災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第74条の3の規定に基づき甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧業務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で、「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

(1) 法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は法第28条の2に規定する緊急災害対策本部が設置された災害

(2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害

(3) 乙に法第23条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの（被害情報の収集・伝達）

第3条 相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第4条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

(1) 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）

(2) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務

(3) 有価物（現金、保険証、貴重品等の遺失物）の分別時作業

(4) リ災証明書申請受付及び発行に関する事務

(5) リ災建物判定にかかわる現地調査補助

(6) その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応援対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第5条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じて第4条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

2 丙からの要請については、乙を經由するものとする。

（応援の実施）

第6条 甲は、乙又は丙から第5条に基づき要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

（自主応援）

第7条 甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第5条第1項の規定による要請があったものとみなす。

（費用負担）

第8条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年3月28日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自1通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成26年 3月28日

甲 財務省北海道財務局
北海道財務局長

鈴木正俊

乙 北海道
北海道知事

斎藤和也

北海道市長会
北海道市長会長

田中 聖

丁

北海道町村会
北海道町村会長

奇島光一